

募集要項

令和7年度「まちかど健診」にかかるオプション健診実施機関の募集について

1. 取組みの目的及び概要

令和7年度「まちかど健診」の受診件数の向上のため、協会けんぽ宮城支部が指定するオプション健診を実施するもの。なお、費用について協会けんぽ宮城支部が実施件数にあらかじめ決定した健診単価を乗じた額を健診機関に対し支払うものである。

2. 取組対象期間

令和7年度「まちかど健診」として開催する、令和7年10月～令和7年12月に実施した健診で受診希望者全員にオプション健診を実施するもの。

3. 参加要件

令和7年度「まちかど健診」実施機関の公募において、公募条件を満たした上で参加申込書を提出している、かつオプション健診の実施を希望した健診機関。

4. 契約の締結等

(1) 参加意向の申し出

令和7年度「まちかど健診」実施機関の公募における別紙1「応募用紙」にオプション健診の実施希望の旨を記載し提出すること。

回答期限 令和7年7月8日（火）必着

(2) 覚書の締結

別紙「オプション健診に関する覚書」の内容において覚書を締結する。

5. オプション健診の実施基準について

実施にあたっては、以下の方法により実施すること。

(骨粗鬆症検診)

検査内容	● 問診 運動習慣、食生活の内容等を聴取する。 ● 骨量測定 超音波法
検査結果	● 骨粗鬆症予防マニュアル及び骨粗鬆症の予防と治療のガイドラインに基づき、「異常なし」、「要指導」、「要精検」に区分し、指導区分を付し受診者へ通知する。
実施基準	● 健康増進法に基づき市町村が実施する検査に準じた内容とすること。

(眼底検査)

検査内容	● 手持式、額带式、固定式等の電気検眼鏡又は眼底カメラ撮影により実施する。
検査結果	● 当該オプション健診の結果から、直ちに医療機関を受診する必要があると判断された者については、適切に受診勧奨を行うこと。

募集要項

実施基準	● 標準的な健診・保健指導プログラムに基づいて実施する。
留意事項	● 医師が必要と認める者に対して眼底検査を実施した場合は、詳細な健診を実施したことになるため、当該オプション健診には該当しない。 費用請求等の際には、十分注意すること。

6. 費用単価・請求について

(1) 健診単価

骨粗鬆症検診：1 件あたり 800 円（税込）

眼 底 検 査：1 件あたり 1,232 円（税込）※片目の場合 792 円（税込）

(2) 請求について

健診実施機関は当該オプション健診を行う令和 7 年 12 月実施分までのまちかど健診実施後、令和 8 年 2 月 15 日までに、当該オプション健診の実施件数等の実績を確認できる実施結果報告書（様式 1）を請求書に添えて宮城支部に提出すること。実施結果報告書は、電子媒体又は紙媒体による提出とし、健診実施日、実施したオプション健診、受診者氏名、支部番号、記号番号、実施件数、検査結果及び判定を明記すること。実施結果報告書については、内容が網羅されていれば、任意様式でも可とする。

なお、電子媒体作成時にはウイルスチェックを行い、パスワードを設定のうえ、「媒体データ納品にかかる報告書（様式 2）」と併せ、セキュリティ便等（書留等による郵送も可）を利用し、宮城支部へ提出すること。

宮城支部は、実施件数、内容等の確認を行い適当と認めた場合は請求書受領後、30 日以内に受託者へ支払いを行う。

(3) 資格喪失後にオプション健診を受診した際の費用の取扱（返納）

当該オプション健診の実施は、特定健診と併せて実施した場合に費用補助の対象となるため、資格喪失後受診により特定健診の費用の支払いが受けられなかった場合、健診実施機関は宮城支部へ連絡し当該受診者のオプション健診費用について返納の手続きを経ること

7. 再委託について

オプション健診の業務の一部又は全部について再委託を行う健診実施機関は、宮城支部へ事前に「再委託に係る確認書（様式 3）」を宮城支部に提出すること。再委託に関する申請及び手続きは「再委託の要件（別紙 1）」に沿って行うこととする。